

2008.10

## コンテンツビジネスの海外展開に向けた支援策案

委員 村上光一

テレビ番組によるコンテンツビジネスの海外展開への支援策として、次の3つの柱を提案する。

1. 環境整備に対する支援～ 諸外国における規制緩和と違法流通の排除
2. 販売活動に対する支援～ より多くの事業者に海外展開の機会を提供
3. コンテンツ制作に対する支援～ 世界に通用するコンテンツを作る環境の整備

### 1. 環境整備に対する支援

#### (1) 海外テレビ番組の輸入、利用に関する制限の緩和、撤廃に向けた働きかけ

諸外国においては、海外テレビ番組の放送時間を一定比率以下に制限する規定があるほか、番組の輸入に長期間にわたる審査を必要としたり、輸入行為そのものに制限を課したりする事例が存在する。こうした規制を行っている各国に対して、政府間協議により、その緩和、撤廃を働きかけ、民間事業者間の自由闊達な取引活動が成立するような環境整備を行う。

#### (諸外国における海外テレビ番組の放送、輸入に関する規制事例)

- 韓国：1998年以來の日本大衆文化の開放政策により、段階的に緩和が図られているが、地上波の放送には番組のジャンルに制限があり、スポーツ、ドキュメンタリー、報道番組、生活情報等の教養番組と、ドラマは両国共同制作のもののみが放送可能
- 中国：「海外テレビ番組の輸入・放送に関する管理規定」(国家広電総局)
  - ◇ 国家広電総局の許可なくゴールデンタイム(19:00～22:00)に海外ドラマを放送してはならない
  - ◇ 海外ドラマは1日の全ドラマ放送時間の25%以内とする
  - ◇ 海外テレビ番組は1日の全放送時間の15%以内とする
  - ◇ 海外ドラマの輸入資格を有するのは国家級および省級テレビ局に限られているうえ、国家広電総局の審査が必要。なお申請受理は毎年1月と7月のみであり、申請から許認可を得るまでに5ヶ月前後、放送までに6ヶ月～1年近くを要する。

- ▶ 欧州：EU 指令(「国境なきテレビ指令」)で EU 製の番組を放送時間の 50% 以上とすることを義務付けている。

## (2)国外における海賊版や動画共有サイトの違法配信への対策

海賊版ソフトや、動画共有サイトでの違法配信が蔓延している国に対しては、コンテンツの海外展開は困難である。官民挙げて対象国に違法状態の解消を要請し、コンテンツビジネスが成立し得る環境整備を行うことが必要である。併せて、企業が行う侵害行為に関する情報収集や調査に対する支援や、紛争解決手続きについての相談窓口、サポートの提供や経費の助成を充実、強化する。

(権利侵害への対応に関する支援策案)

- ◇ 海賊版の製造元や流通経路の特定、市場での販売状況等の情報提供
- ◇ 侵害状態の調査に関するサポートならびに経費の助成
- ◇ 海賊版、違法配信等に関する紛争解決のサポートならびに経費の助成
- ◇ 権利侵害を有効に排除する法制度や施策の整備、運用に向けた働きかけ

## 2. 販売活動に対する支援 ～ 国内外の見本市等への出展に関する支援

国際的なコンテンツ見本市等において、文化庁の支援事業として既に実施されている商業ブース、ジャパンパビリオンの設置などの取り組み((財)日本映像国際振興協会(UNI JAPAN)が実施)に加えて、テレビ番組についても、ローカル局や中小の番組制作会社を対象に、出展およびセールス活動に対する経済的支援策を実施する。

(国内外における国際見本市等への出展に関する支援策案)

- ◇ 外国語字幕制作への支援
- ◇ 外国語版プリント制作費、輸送費等の支援
- ◇ 番組制作者、セールス担当者の海外渡航費、宿泊費等の支援
- ◇ 現地通訳、契約サポート等に関する支援
- ◇ 宣伝用素材(ポスター、パンフレット、PR映像など)の制作支援

## 3. コンテンツ制作に対する支援

### (1)国際共同制作協定による制作活動の促進

世界的に通用するコンテンツを制作するためには、国際共同制作は有効な手段となる。諸外国では、コンテンツの共同制作に関して、相互に優遇措置を提供する協定の締結を進めており、国際共同制作のインセンティブとしている。わが国においても同様の施策を導入することを目指し、政府ならびに関係団体において、諸外国との協議を進める。

(国際共同制作の事例)

- ◇ フランスは約 40 カ国と協定を結び、相手国の事業者には税制措置を含めた優遇措置を提供している。
- ◇ 2008 年 5 月に、インドと英国が 2005 年に両国間で締結された印英映画共同制作協定の付属書に調印し、協定を施行した。
- ◇ 2008 年 9 月に、韓国とニュージーランドが映画の共同制作に関する協定を締結した。両国間の共同制作映画に対し、制作費の融資や、撮影に必要な機器の搬入、制作スタッフのビザ発給等について便宜を図ることを定めている。

(国際協定における優遇措置案)

- ◇ テレビ番組の国際共同制作に使う機材・サービスの購入、リース、レンタル代金の支払い時にかかる売上税・使用税の免除または減免
- ◇ 制作費の一部を対象に、制作会社や投資家の所得税等を控除
- ◇ 制作スタッフやキャストに対するビザ発給の迅速化、手数料等の減免
- ◇ 海外ロケ時における制作スタッフの長期宿泊に対する宿泊税等の免除

(2)世界に通用するクリエイターの育成

海外展開を進めるためには、日本国内のコンテンツ制作者の能力の維持・向上、人材育成などが急務である。教育機関の協力を仰ぎながら、クリエイターに必要な知識やノウハウを体系的に習得できる環境を整備するなど、長期的な計画で人材育成を進める必要がある。

(人材育成のための方策案)

- ◇ 映画やテレビ番組のプロデューサーに必要とされる知識、ノウハウ(関連法制、契約実務、資金調達などを含む)の体系化と、教育プログラムの整備
- ◇ 教育機関におけるコンテンツ制作関連のカリキュラムの設置、充実
- ◇ コンテンツ制作に関わる総合的な学習を行う学部の設置

以上